

## ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎・鶏伝染性コリィザ (A型)混合(アジュバント加)不活化ワクチン

動生剤基準のニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎・鶏伝染性コリィザ(A型)混合(アジュバント加)不活化ワクチンの3.7.3、3.7.7及び3.7.8に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。